

說 明 資 料

(消 費 課 税 等)

一 電子商取引関係	
1. 我が国におけるインターネットの普及状況	— 1 —
2. 電子商取引の市場規模	— 2 —
3. 電子商取引の発展と税制との関わり	— 3 —
4. OECD等における検討課題（主なもの）	— 4 —
5. 電子商取引に係る課税の概要（消費税）	— 5 —
6. 消費税と小売売上・利用税（米国）の違い	— 6 —
7. 「電子商取引：課税の基本的枠組み」（平成10年10月OECD租税委員会報告書）	— 9 —
8. 平成11年度の税制改正に関する答申（抄）	— 14 —
二 消費課税関係	
Ⅰ 総 論	
1. 国民負担率の内訳の国際比較	— 15 —
2. 国民所得に占める消費課税（国税・地方税）の割合	— 16 —
3. 消費課税の概要（国税）	— 17 —
Ⅱ 消費税関係	
1. 諸外国の付加価値税率（標準税率）	— 18 —
2. 収入階級別税負担（平成9年分）	— 19 —
3. 社会保障対策	— 20 —
4. 消費税における非課税取引	— 21 —
5. 税率構造について（平成5年の中期答申より）	— 22 —
6. 諸外国における食料品の適用税率	— 23 —
7. 仕入税額控除の改正経緯	— 24 —
8. 主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要	— 25 —
9. 仕入税額控除方式の検討（平成5年の中期答申より）	— 26 —
10. 消費税の中小特例制度の改正の推移	— 27 —
11. 個人事業者の売上階級別平均従業員数	— 28 —
12. 売上階級別事業者数等（試算）〔平成10年度〕—未定稿—	— 29 —
13. 簡易課税制度の適用状況（平成10年度）	— 30 —
14. 簡易課税制度の適用状況の推移	— 31 —

15. 価格表示方法について（政府税制調査会答申抜粋）	— 32 —
16. 主要国の付加価値税の消費者に対する税額表示の状況	— 33 —
17. 消費税の申告・納付制度の改正の推移	— 34 —

Ⅲ 酒税関係

1. 酒税の課税実績（平成10年度）	— 35 —
2. 酒類別の課税数量の推移	— 36 —
3. 酒税法における酒類の定義及び分類	— 37 —
4. 酒税の税率（現行法；本則ベース）	— 38 —
5. 酒税の税率の推移	— 39 —
6. 我が国及び米国・EU諸国の酒税制度の概要〔未定稿〕	— 40 —

Ⅳ たばこ税等関係

1. たばこ税等の税率	— 41 —
2. 紙巻たばこの税負担割合等の推移（旧3級品を除く）	— 42 —
3. 主な紙巻たばこの税負担割合等	— 43 —
4. 紙巻たばこの販売数量の推移	— 44 —
5. 「WHOたばこ対策枠組条約」について — 未定稿 —	— 45 —

Ⅴ 特定財源等関係

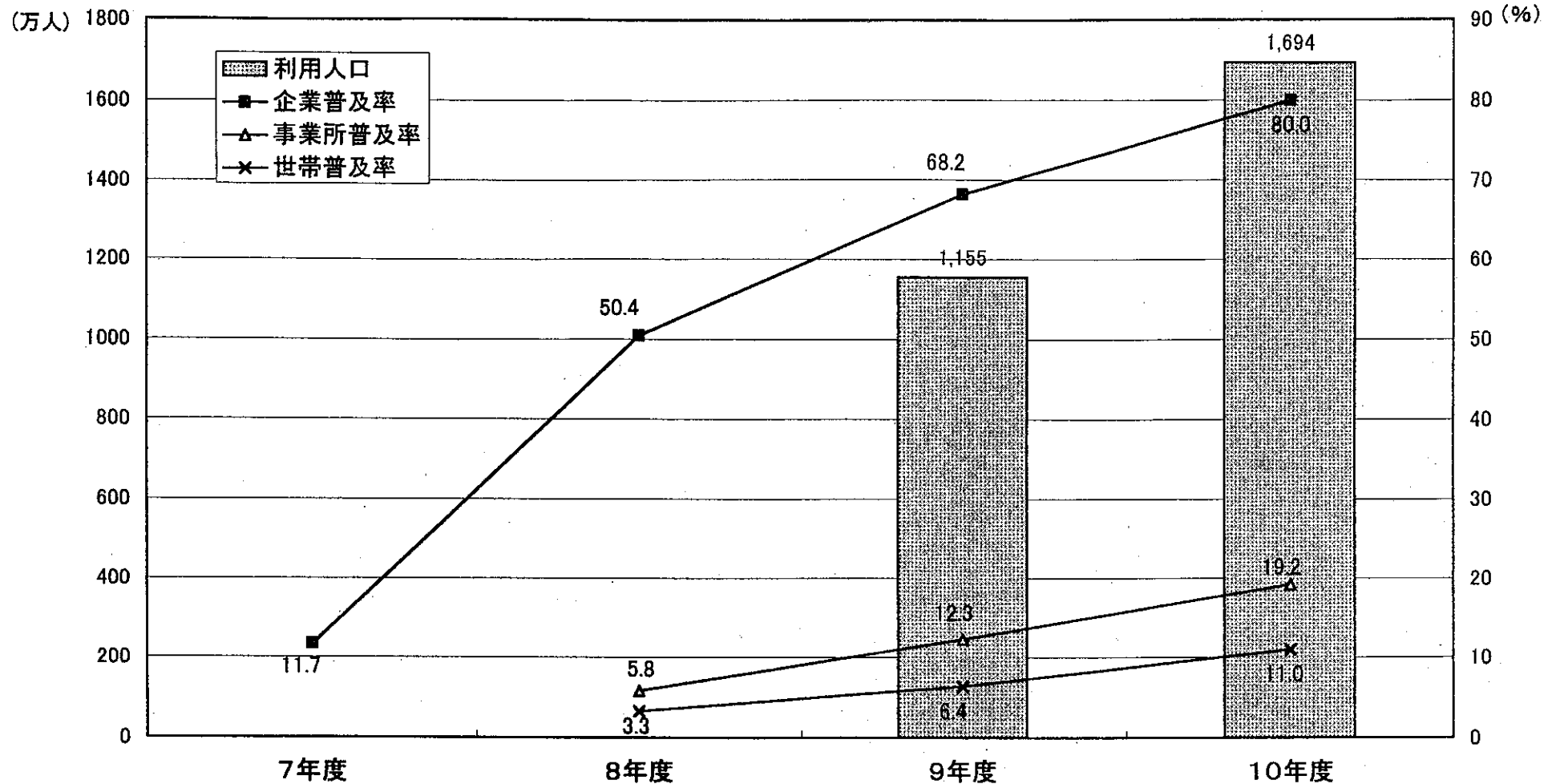
1. 特定財源等の概要（国税）	— 46 —
2. 目的税・特定財源の基本的考え方	— 47 —
3. OECD諸国のガソリン1ℓ当たりの価格と税（1999年第1四半期）	— 48 —
4. 欧州諸国におけるガソリンに係る個別間接税の税率の推移（指数：1980年＝100）	— 49 —
5. 自動車関税諸税の年間税負担額の国際比較（試算）	— 50 —

三 環境関連税制関係

1. 近年の主要欧州諸国における税制面からの地球温暖化対策の取組み（未定稿）	— 51 —
2. EU諸国等におけるCO ₂ 税の概要（未定稿）	— 52 —
3. わが国の税制と環境との関わり	— 53 —
4. 平成12年度の税制改正に関する答申（抄）（税制調査会 平成11年12月）	— 54 —
5. 汚染者負担の原則（PPP）について	— 55 —
6. PPPを反映した環境法制の例	— 56 —

— 電子商取引関係

我が国におけるインターネットの普及状況

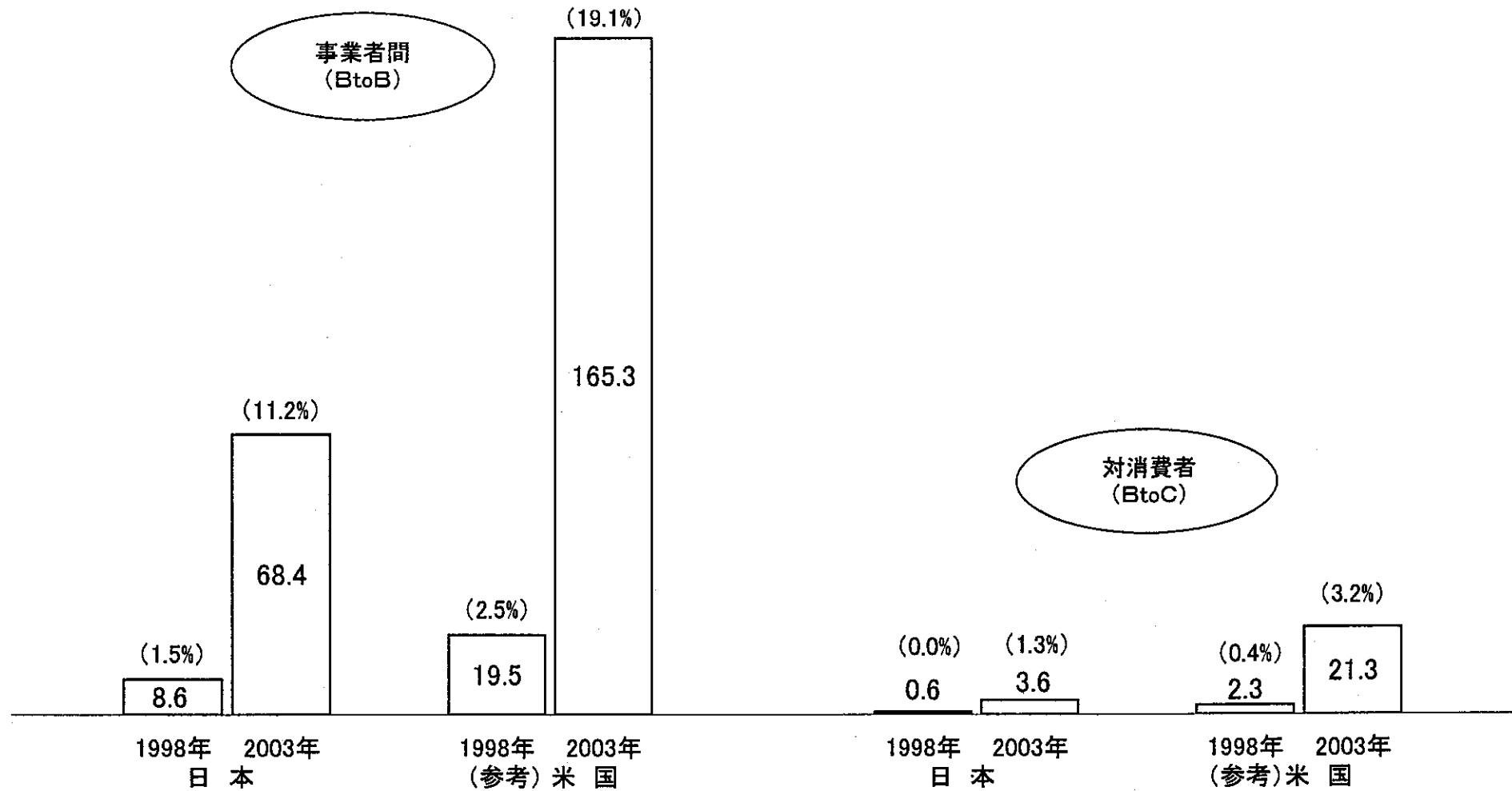


※1 事業所は全国の(郵便業及び通信業を除く。)従業者数5人以上の事業所。

※2 企業は全国の(農業、林業、漁業及び鉱業を除く。)従業者数300人以上の企業。

(出典)「通信に関する現状報告(平成11年)」(郵政省)

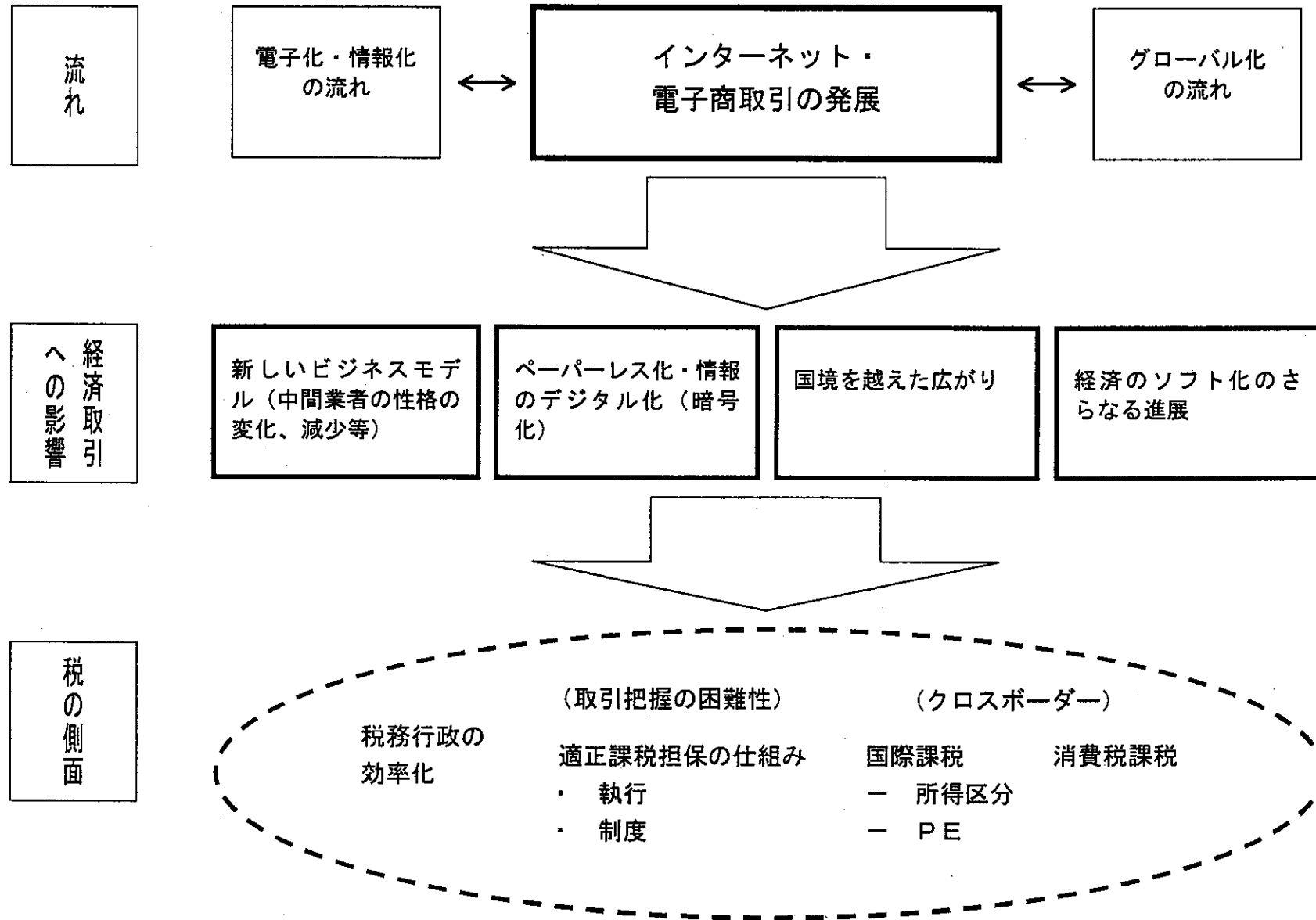
電子商取引の市場規模



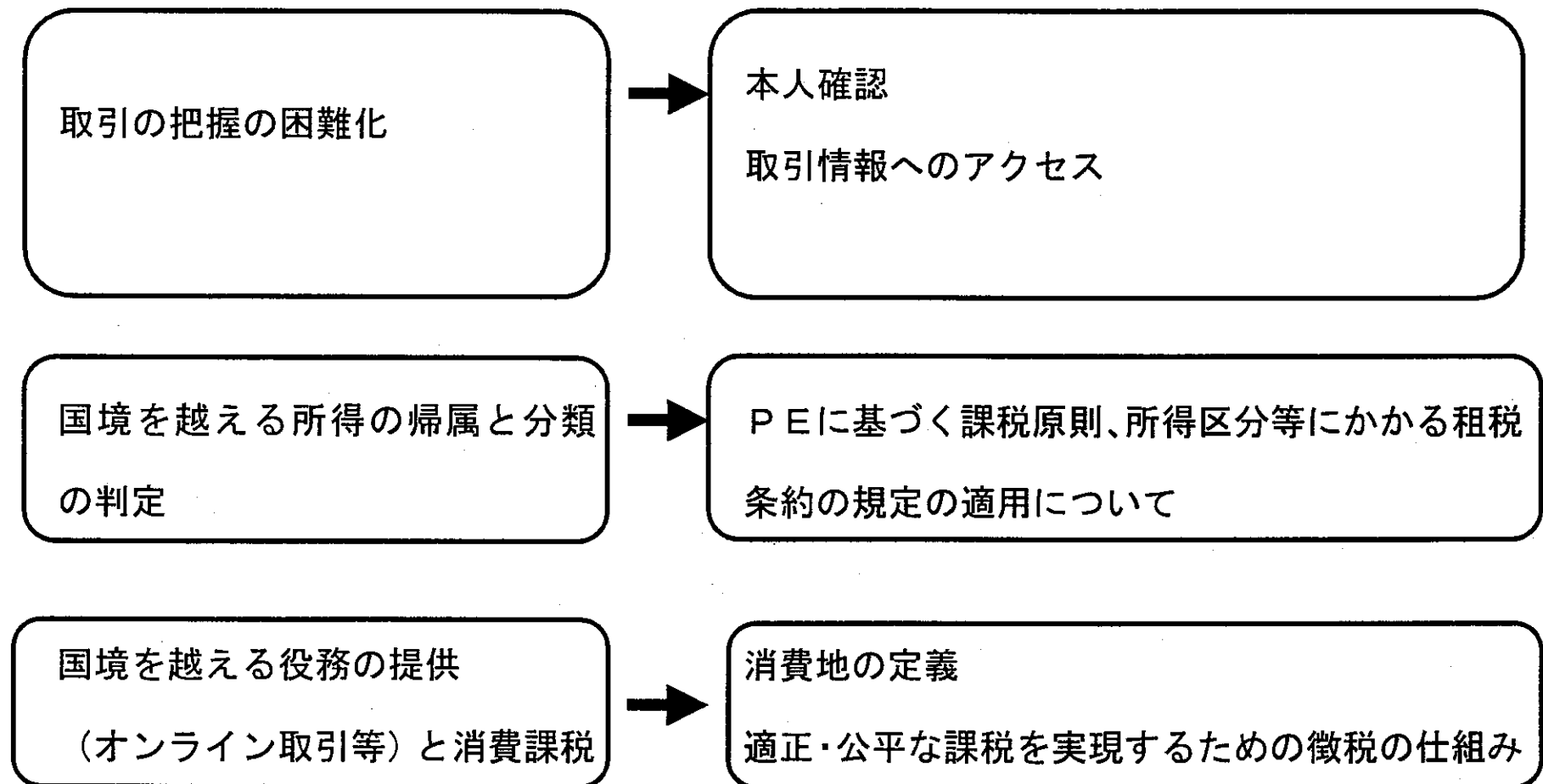
単位: 兆円 (米国については、1ドル=120円で換算)
括弧内の計数は、電子商取引化率を示す。

(注) ここでいう電子商取引は、インターネットを通じた商取引(物品、サービス、情報、金銭の交換)を言う。
(出典)「日米電子商取引の市場規模調査」(平成11年3月 通産省等)及び「日本の消費者向けBtoC電子商取引市場」(平成12年1月 電子商取引実証推進協議会等)に基づき作成。

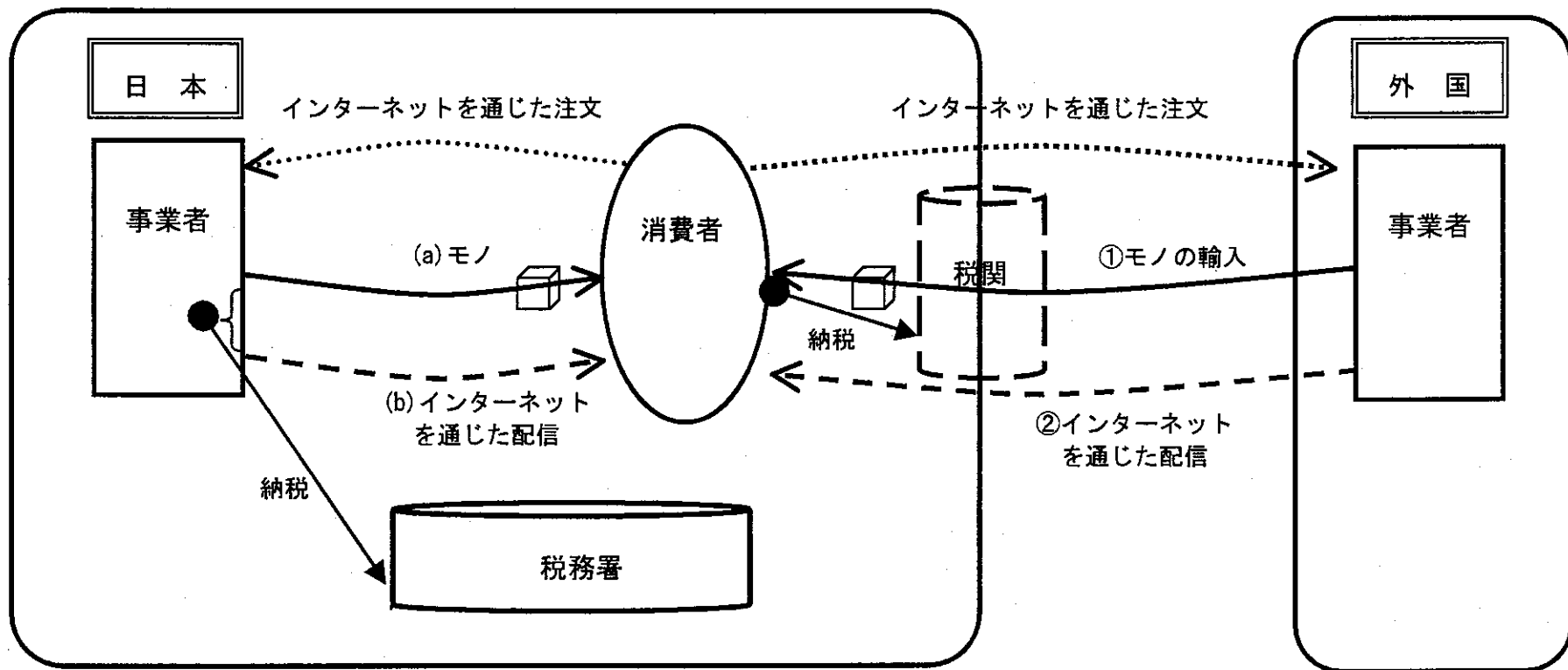
電子商取引の発展と税制との関わり



OECD等における検討課題（主なもの）



電子商取引に係る課税の概要（消費税）



国内取引の場合 : モノの場合でもインターネットを通じた配信であっても（例：音楽や映像）、事業者が消費税を納税する。（(a)・(b)）

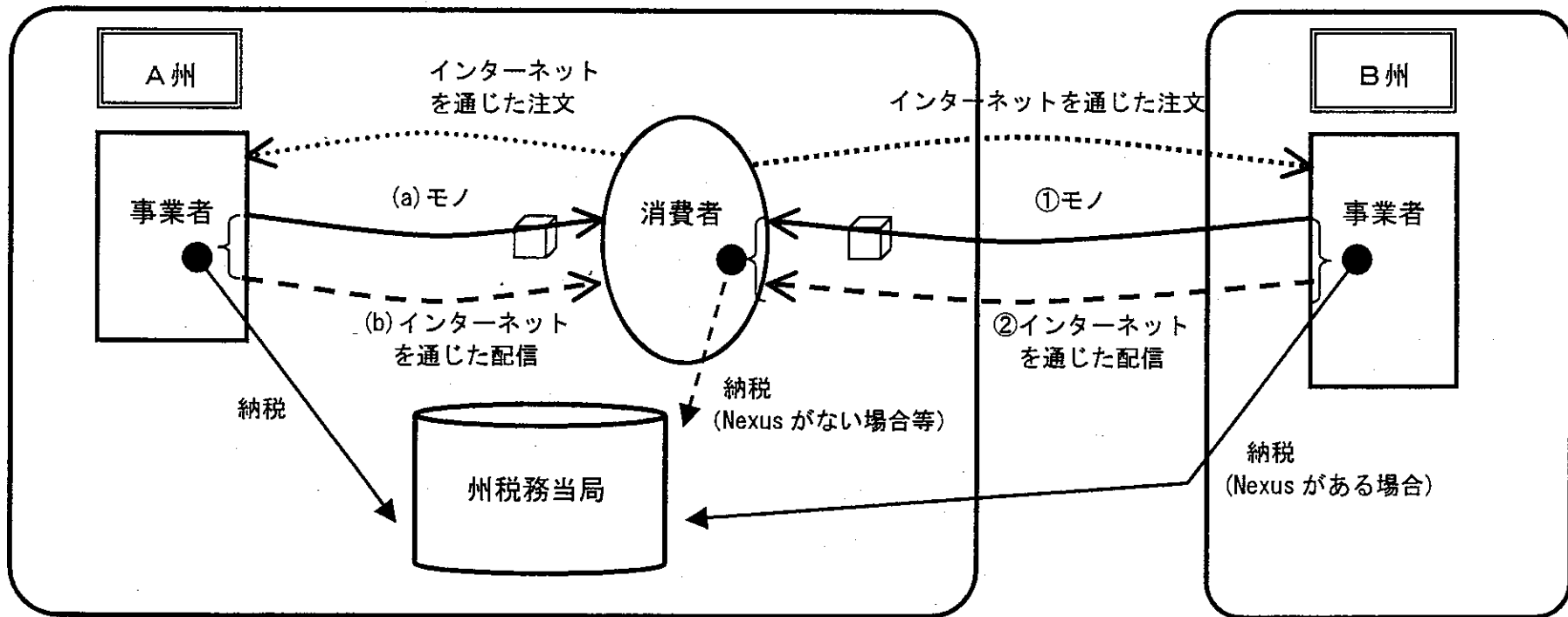
国境を越えた取引の場合 : モノの場合、引取者が通関の時に消費税を納税する。（①）
インターネットを通じてクロスボーダーに音楽や情報が提供される場合の課税のあり方について、OECDで議論されている。（②）

消費税と小売売上・利用税（米国）の違い

	消費税	米国 小売売上・利用税
課税主体	国	州、郡等（連邦レベルの消費税はない）
課税対象	財の販売や役務の提供一般	財の販売や役務（限定列挙）の提供
課税方式	多段階課税（前段階税額控除）	単段階課税（小売段階）
納税義務者	事業者、保税地域から貨物を引取る者	- 小売業者等 - 州等を越えた取引の場合、消費者の州等に支店やネクサス（nexus）等を有する州等外の小売業者等 - 小売業者等による徴収がない場合、消費者

（出典）米国小売売上・利用税は、NY州税法、NY市当局の資料に基づき作成。

(米國小売上・利用税)



州内取引の場合： モノの場合でもインターネットを通じた配信であっても、事業者が納税する ((a)、(b))。

州等を越えた取引の場合：

- 州外の事業者が消費者の所在する州に店舗等の「Nexus」を有する場合には、消費者の州の税率で徴収し、消費者の州の税務当局に納税する (①、②)。
 - 無店舗の事業者など、「Nexus」がない事業者の場合、事業者には納税義務は生じない。
- 事業者に納税義務がない場合、消費者が納税する。ただし、執行上の問題があると指摘されている。

小売店からの購入とインターネット等を通じた州外からの購入とで取扱いが異なり得る問題点が指摘されている。

(参考：インターネット・タックス・フリーダム・アクトについて)

1. 米国では、「インターネット・タックス・フリーダム・アクト」において、1998 年から 3 年間（～2001 年 10 月）、州・地方政府に対して次のことを禁止している。
 - ・ インターネット・アクセス料への新たな課税
 - ・ 電子商取引に対する新たな差別的な課税や複数の州による課税の重複
（従って、差別的でない既存の州売上税等には影響しない。また、米国は、電子商取引全体を非課税にするよう主張している訳ではない。）
2. 同法の下で、州知事や地方議会関係者等、連邦政府関係者、情報関連企業の関係者等をメンバーとする「電子商取引諮問委員会」が設置されており、4 月 12 日、連邦下院に同委員会の報告書が提出された。

(報告書の主な内容)

- ・ 勧告（3 分の 2 の多数決を要する）には、電子商取引課税に関する具体的なものは含まれていない。（勧告の内容は、いわゆる「デジタル・ディバイド」対策、税務手続き等におけるプライバシー保護、関税不賦課の恒久化に関するもの。）
- ・ なお、勧告ではないが、税に関する政策提案（単純多数決で可）としては次に言及されている（主なもの）。
 - インターネット・アクセス料への課税の恒久的禁止
 - 新たな差別的な課税や重複課税に係る現行のモラトリアムの延長

（注）国際課税については、OECD の示した「課税の基本的枠組」を支持するとしている。

「電子商取引：課税の基本的枠組」（平成10年10月OECD租税委員会報告書）

《要点》

政府は、公共サービスの提供に関する市民の正当な期待に応えるために必要な歳入をもたらす公平で予測可能な税制を執行する責務と比較考量しつつ、電子商取引が繁栄する税務環境を提供しなければならない。これらの目標の間の正しいバランスを定めることが、この報告書の目的である。

1. 納税者サービスの機会

電子商取引の技術は、納税者サービスを改善するための機会を提供する。

2. 電子商取引に適用される一般課税原則

- ① 中立・公平・簡素等の伝統的な課税原則は、電子商取引にも適用される。また、納税者及び税当局にとってのコストは最小化されるべきであり、課税ルールは簡潔でわかり易いものであるべきであり、課税制度は経済の変化に柔軟に対応すべきである。
- ② 現段階では、既存の課税ルールがこれらの原則を実現できると考えられる。ただし、新しい措置については、これらの原則の適用の助けとなることを意図しており、電子商取引に対する差別的取扱いを意図するものでない限り、排除されるわけではない。

3. 一般課税原則の適用における問題点と今後の課題

- ① 税当局は、納税者の本人確認と情報アクセスを確保すべきであり、今後、国際的に整合性のある電子署名による本人確認や記録保持情報アクセスの仕組みについて検討していくべきである。
- ② 税の管理・徴収のための適切なシステムが確保されるべきであり、また、徴収共助の国際的枠組みを発展させるべきである。
- ③ 国境を越える取引に関する消費税は、消費地で課税されるべきであり、今後、消費地の定義や課税方法等についての検討を各国間で行っていくべきである。
- ④ OECDモデル条約や移転価格ガイドラインに規定される国際課税原則の電子商取引への適用方法や執行協力の在り方に関する検討等、国際協力を推進していくべきである。
- ⑤ 税当局としても、電子商取引に関する様々な基準・標準の形成について注目していくとともに、必要に応じて適切に対応していくべきである。

はしがき

この報告書は、OECDの租税委員会によって準備された。本報告書は、間接税の分野については、EU委員会とWCO（関税協力理事会）からのインプットに負っており、またビジネス界との意見交換に負っている。

I. はじめに

1. 電子商取引は21世紀の大きな経済的発展の一つとなる潜在性を持っている。この新しい事業形態の基礎をなす情報・通信技術によって、グローバルな生活と経済厚生を向上する機会が与えられるようになった。電子商取引は、先進国、新興国、発展途上国の成長と雇用の発展を促進する可能性をもっている。
2. 税当局は、この可能性を実現する役割を持つものである。政府は、公共サービスの提供に関する市民の正当な期待に応えるために必要な歳入をもたらす公平で予測可能な税制を執行する責務と比較考量しつつ、電子商取引が繁栄する税務環境を提供しなければならない。これらの目標の間の正しいバランスを定めることが、この報告書の目的である。

II. 主要な結論

4. 伝統的な商取引に対する政府の指針である課税原則は、電子商取引に対する課税の指針ともなるべきである。租税委員会としては、技術的及び商業的な環境における発展段階では、既存の課税ルールがこれらの原則を実施できると考えている。
5. このアプローチは、電子商取引に関する新しい執行上または法制上の措置や既存の措置の変更を、それらの措置が既存の課税原則の適用の助けとなることを意図し、電子商取引に対して差別的な税の取扱いを課すことを意図しない限りにおいては、妨げるものではない。
6. 電子商取引に対するこれらの原則の国内向けの適用措置と既存の国際課税原則の適合は、全て、各国が課税主権を維持すること、各国間での電子商取引から生ずる課税ベースを公平に配分すること、及び二重課税や意図せざる非課税を回避することの確保に向けて構築されるべきである（第IV節参照）。税当局は、OECDや他の国際機関等にお

いて、これらの原則と整合的な電子商取引に関するプロトコル及び標準を推進するに当たって積極的な役割を負わなければならない。

7. 租税委員会は、課税原則の適用に必要な課税の枠組のいくつかの内容に関して結論に達することができた（第V節参照）。民間との協力と協議の強化が、これらの原則を実施していくプロセスの重要な部分となろう（第VI節参照）。

IV. 電子商取引に適用される一般課税原則

9. ボックス2には、電子商取引に適用すべき広く一般的に受け入れられる課税原則が規定されている。

ボックス2 電子商取引に適用すべき一般原則

中立性

(i) 課税は、電子商取引の諸形態間及び電子商取引と伝統的取引の間で、中立かつ公平であるべきである。ビジネスの決定は、課税に関する考慮ではなく経済的な考慮に動機づけられるべきである。類似の状況下で類似の取引を行う納税者は、類似の課税を受けるべきである。

効率性

(ii) 納税者のコンプライアンスコスト及び税当局の行政運営コストは、でき得る限り最小化すべきである。

確実性及び簡索性

(iii) 課税ルールは、明確かつ簡単に理解できるものであるべきである。そうすれば、納税者は、いつ、どこで、どのように課税されるかを含め課税の結果を取引に先立ち予測することができる。

実効性と公平性

(iv) 課税は、正しい時期に正しい税額を生み出すべきである。脱税及び租税回避の可能性は、その対抗策とそのリスクとの釣り合いを保ちつつ、最小化されるべきである。

柔軟性

(v) 課税制度は、技術及び商業の進展についていくために十分に柔軟であり、ダイナミックである必要がある。

10. ボックス2に規定されている原則の十分な適用には、オタワ閣僚会議後の更なる作業が必要である。

V. これらの一般原則の適用における問題点

11. 税当局が直面している問題は、急速に変化しつつある環境下でボックス2に特定される一般課税原則をいかにして実際に適用するかということである。多くの分野において、租税委員会は、これらの原則を具体化していく課税の枠組の要素に関して結論に達することができた。これらはボックス3に要約している。

ボックス3

電子商取引：課税の枠組の要素

消費税

- (v) 国境を越える取引についての消費課税のルールは、消費される場所の管轄で課税されるべきというものであり、管轄内で消費されたとみなされる状況についての国際的なコンセンサスが求められるべきである。
- (vi) 消費税の課税上、デジタル化された物品の供給は、物品の供給として取り扱われるべきではない。
- (vii) ある国の事業及びその他の組織が当該国外の供給者からサービス及び無形資産を取得した場合に、各国は、それが直ちに各国の歳入ベースを保全し、国内の供給者の競争力を守ることになる場合には、リバースチャージ（仕入税）、自己申告または他の同等のメカニズムの利用を検討すべきである。
- (viii) 各国は、有体物の輸入に関する税を徴収するため、WCO（関税協力理事会）と協力し、運送業者及びその他の関係者と協調して適切な制度を進展させるとともに、そのような制度が税の徴収及び商品の消費者への効率的な配達を不当に妨げることのないことを確保すべきである。

12. 租税委員会はまた、電子取引、支払、認証、技術標準・プロトコルの確立やインターネット管理の改善などの分野は継続的に発展しつつあり、ボックス2に規定した課税原則をうまく適用するためには、そのような分野で、税当局が単独であるいはOECDのような国際機関を通じて役割を果たす必要があるかもしれないことを認識している。更に、税当局は他の適当な機関と協力して、電子的な支払方法、特に支払記録が残らないシステム（unaccounted systems）の発展を緊密にモニターする。
14. 租税委員会は、ボックス3に規定された枠組の内容を実施することにより、各国政府が電子商取引のもたらす機会を利用できるとともに、電子商取引のもたらす問題に対応することを可能にし、その結果、電子商取引に対する国際的に一貫した課税のアプローチに導くことができると考えている。

VI. オタワ後の課題とプロセス

15. 1997年11月のトゥルク会議をきっかけに、電子商取引課税の基本的枠組の策定作業が開始された。1998年10月のオタワ閣僚会議はこのプロセスを更に進展させるであろう。しかし、しなければならないことがたくさん残っている。本報告書は、電子商取引に適用すべき一般課税原則を特定し、これらの新技術が、税当局に対してどのように納税者に提供するサービスの改善の機会を与えるかという点を含む執行上の問題点を特定した。

ボックス4 オタワ後の課題

税当局は、OECDを通じて、また民間との協力を通じて、ボックス3に規定された課税の基本的枠組を実施し、拡張するための具体的で現実的な段階を特定し、以下の事柄を含むそれらの段階の実行可能性及び実践性を考慮するために作業することになる。

消費税

(iv) 消費地の定義、課税地ルール、サービス及び無形資産に関する国際的に整合的な定義等についての合意形成

(vii) 電子商取引の発展に合わせた消費税の効率的な執行及び徴収を継続的に確保するためのオプションの開発

平成 11 年度の税制改正に関する答申

9 国際的な税制論議とわが国の対応

(1) 国際的な税の引下げ競争

(2) 電子商取引

近年におけるインターネットや携帯情報端末の普及などに見られるような情報通信技術の発達に伴い、電子商取引の本格的な実用化の気運が高まっています。電子商取引は、グローバルな規模で経済の効率化に資する可能性や新たなビジネスチャンスを増やしていく可能性を有しており、わが国にとっても経済を活性化させる見地から、電子商取引の健全な発展が望まれます。

一方、電子商取引の発達によって、例えば、経済取引が複雑化・国際化し、誰が、いつ、どこで、どのような取引を、どれだけ行ったかといった、取引の実態を正確に把握することが今後一層困難になる可能性があります。また、電子商取引が本質的にグローバルな性格を有していることから、様々な国際課税上の問題が発生する可能性もあります。

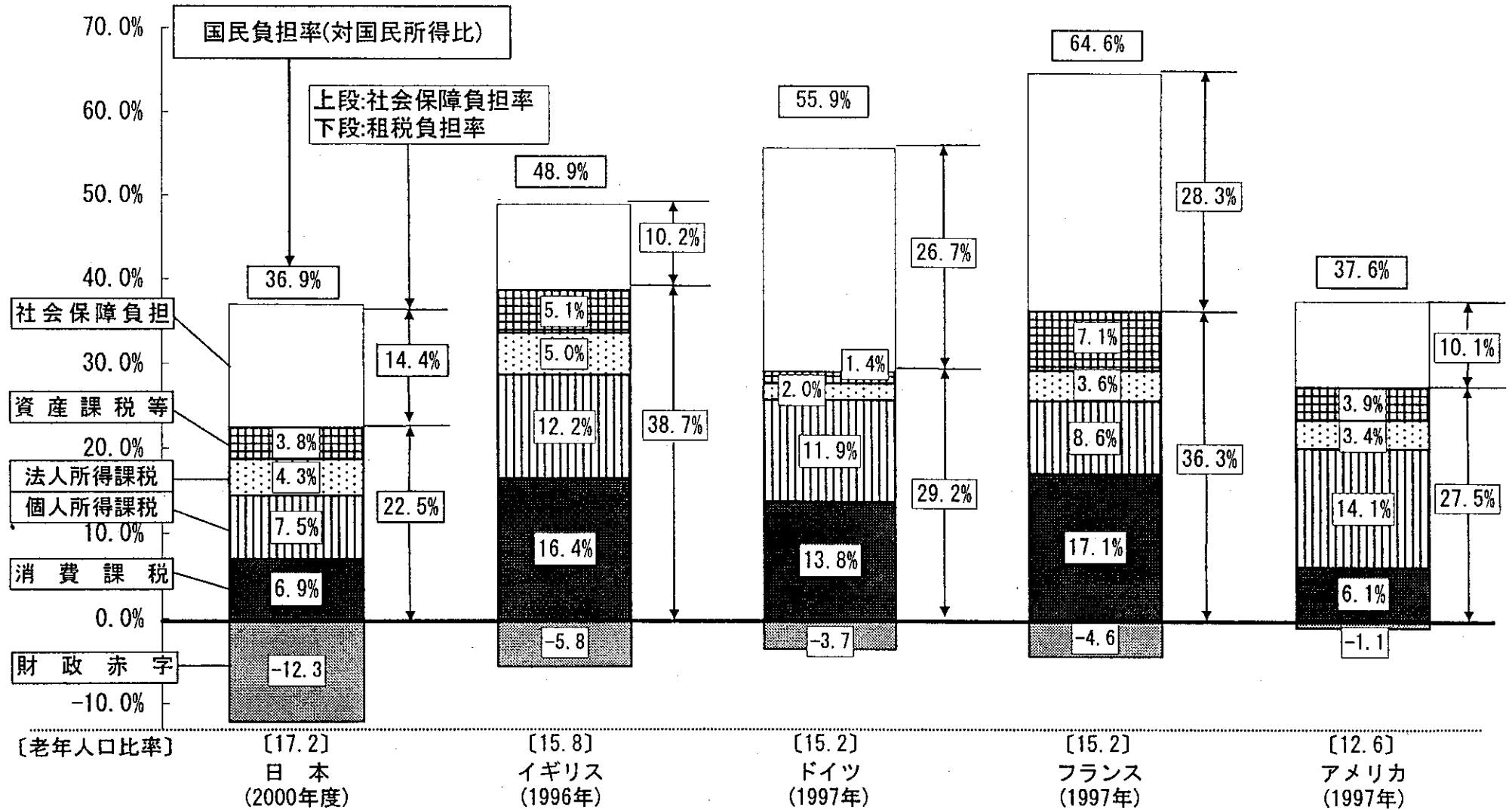
したがって、電子商取引に対する課税のあり方については、国際的な検討を進めていく必要があります。OECDを中心にした活発な議論が行われています。なお、本年 10 月に OECD 租税委員会により「電子商取引：課税の基本的枠組」と題する報告書が公表されています。

(参考)「電子商取引：課税の基本的枠組」の骨子

- ・ 納税者サービスの向上や税務行政の効率化のために電子商取引に使用されている情報技術の積極的な活用を検討すべきである。
- ・ 電子商取引についても、公平・中立・簡素等の伝統的な課税原則が適用される。特に、電子商取引への課税について他の形態の商取引との均衡を保つ。現段階では既存の課税ルールを適用すべきである。
- ・ 税当局は、納税者の本人確認と情報アクセスの能力を維持すべきである。
- ・ 国際協力を推進する観点から、今後も OECD を中心として検討を継続すべきである。

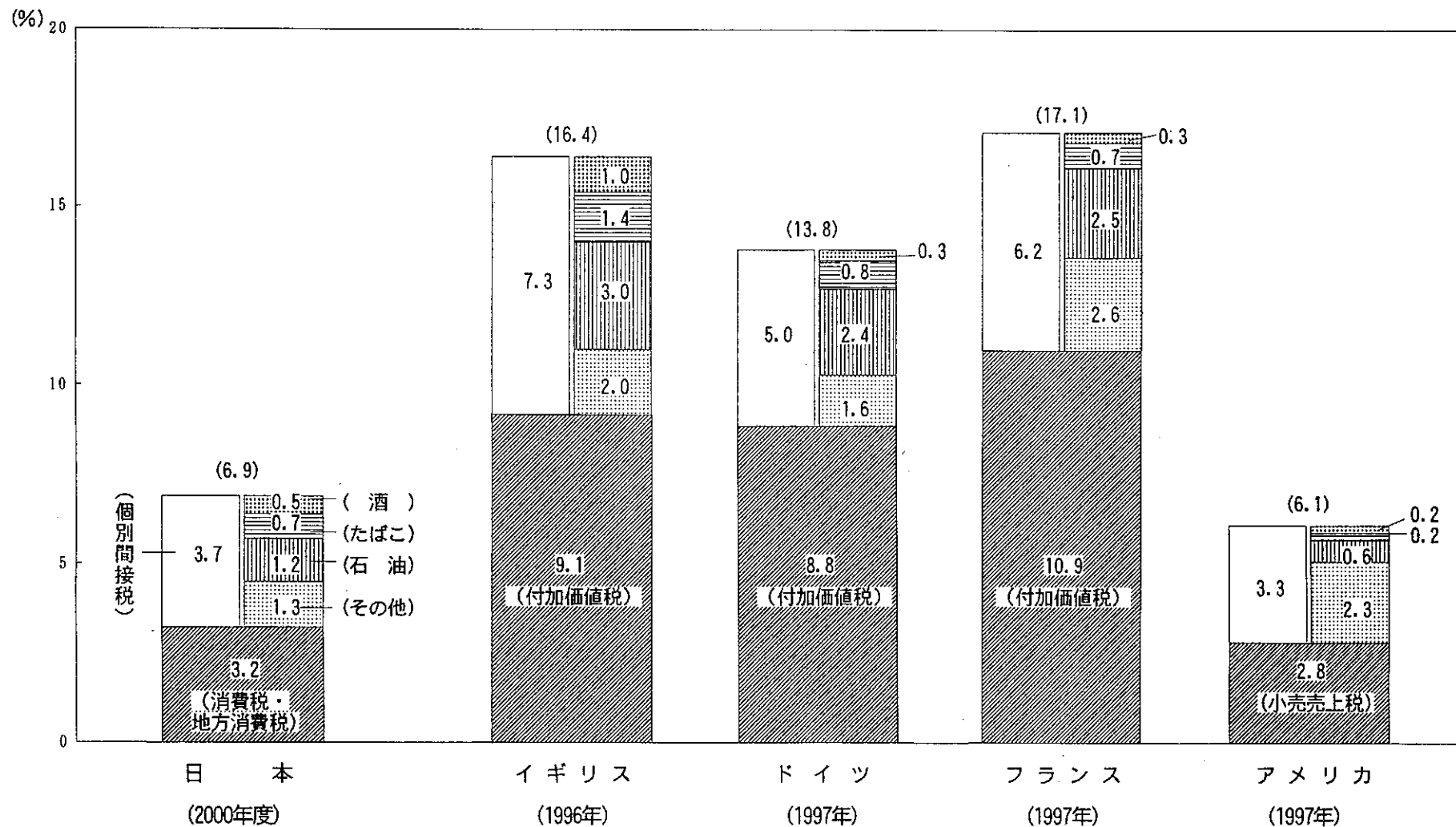
以上を踏まえれば、今後とも OECD における議論に積極的に参加していくとともに、電子商取引をめぐる課税関係についての予見可能性を高めることにより電子商取引の発展する環境を整備する観点からも、その進展状況や実態の把握に努めつつ、課税のあり方について検討していく必要があります。

国民負担率の内訳の国際比較



- (注) 1. 日本は12年度見込み。日本以外は、「Revenue Statistics 1965-1998 (OECD)」、「National Accounts (OECD)」及び各国資料により作成。
 2. 租税負担率は国税及び地方税合計の数値である。また所得課税には資産性所得を含む。
 3. 日本の法人所得課税の租税負担率(4.3%)の内訳は国税2.6%、地方税1.7%
 4. 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。
 5. 老年人口比率は、日本については2000年度の数値(「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口研究所、平成9年1月推計)による)、その他の国は1995年度の数値(国連推計による)である。

国民所得に占める消費課税（国税・地方税）の割合



(参考) 国内総生産に占める消費課税・付加価値税（消費税）の割合(%)

	日 本	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス	ア メ リ カ
消 費 課 税	5.3	12.6	10.4	12.7	5.0
付加価値税等	2.5	7.0	6.7	8.1	2.3

(備考) 日本は平成12年度予算ベース。日本以外はOECD「REVENUE STATISTICS 1965-1998」及び各国資料により作成。

消費課税の概要（国税）

税 目 等	課 税 対 象	平成12年度 予 算 額	構成比
		億円	%
国 税 収 入 計	—————	506,620	100.0
消 費 課 税 計	—————	180,495	35.6
消 費 税	資 産 の 譲 渡 等	98,560	19.5
個 別 間 接 税 計	—————	81,935	16.2
酒 税	酒 類	18,600	3.7
た ば こ 税 等	製 造 た ば こ	11,716	2.3
揮 発 油 税 等	自動車燃料等（揮発油等）	30,979	6.1
自動車重量税	検 査 自 動 車 等	11,093	2.2
航空機燃料税	航 空 機 燃 料	1,028	0.2
電源開発促進税	一般電気事業者の販売電気	3,699	0.7
石 油 税	原 油 等	4,820	1.0

- （備考） 1. 上記の予算額には、一般会計分（486,590億円）の他、特別会計分を含む。
2. 上記以外に「消費課税」に含まれるものとして、関税、とん税等があり、これら（税収 8,025億円）を加えた場合の国税収入に占める消費課税の割合は37.2%となる。